

○緑ゆたかな美しいまちづくり条例施行規則

平成11年8月1日

規則第37号

緑ゆたかな美しいまちづくり条例施行規則（昭和48年芦屋市規則第12号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、緑ゆたかな美しいまちづくり条例（平成11年芦屋市条例第10号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（野生生物保護地区の所有者等の同意）

第2条 市長は、条例第29条第1項の規定により野生生物保護地区を指定しようとするときは、あらかじめ地区の所有者又は占有者（以下「所有者等」という。）の同意を得るよう努めるとともに、所有者等に野生生物保護地区指定同意書（様式第1号）の提出を求めるものとする。

（野生生物保護地区の指定基準）

第3条 条例第29条第1項の規定により指定する野生生物保護地区は、次の各号に掲げる指定基準のいずれかに該当するものでなければならない。

- (1) 貴重な野生動物の生息地又は植物の生育地であること。
- (2) 著しく減少しつつある野生動物の生息地又は植物の生育地であること。
- (3) 特殊な自然環境のもとでのみ生存する野生動物の生息地又は植物の生育地であること。

（野生生物保護地区の指定標識の設置）

第4条 市長は、条例第29条第1項の規定により野生生物保護地区を指定したときは、その地区内で市民が見やすい場所に、指定年月日、指定番号、名称、所在地、指定基準及び要旨を掲げた標識を設置するものとする。

（野生生物保護地区の指定の告示及び通知）

第5条 市長は、条例第29条第4項の規定により告示をする場合（条例第29条第5項において準用する場合を含む。）は、指定年月日、指定番号、名称、所在地、指定基準及びその他必要な事項について行うものとする。

2 市長は、前項の規定により告示をしたときは、当該告示に係る野生生物保護地区

の所有者等に対し、告示の日から14日以内に野生生物保護地区指定通知書（様式第2号）により通知しなければならない。

（野生生物保護地区の所有者等の変更届出）

第6条 野生生物保護地区の所有者等に変更が生じた場合は、新たな所有者等は、野生生物保護地区所有者等変更届（様式第3号）を提出するものとする。

（野生生物保護地区内行為の届出等）

第7条 条例第30条第1項に規定する届出を要する行為を行うとき、又は届け出た内容を変更しようとするときは、野生生物保護地区内行為（変更）届（様式第4号）を提出するものとする。

2 前項に規定する行為届には、図面その他市長が必要と認める図書を添付するものとする。

3 第1項に規定する届出行為が完了したときは、速やかに野生生物保護地区内行為完了届（様式第5号）を提出するものとする。

（野生生物保護地区内行為の適用除外）

第8条 条例第30条第1項ただし書の規定による市長への届出を要しない行為とは、次の各号に掲げる行為とする。

(1) 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採

(2) 非常災害に伴う必要な応急措置のためにやむ得ず行う枝幹の切除

（緑の保全又は緑化推進地区の種別）

第9条 条例第33条第1項の規定により緑の保全又は緑化推進地区を指定するときは、その地区の特性により、次の各号に掲げる種別で指定するものとする。

(1) 緑の保全地区 まちの美観風致上その緑の環境を特に保全することが必要な地区

(2) 緑化推進地区 市民の生活環境及びまちの美観上緑化の推進を図ることが必要な地区

ア 芦屋らしい緑ゆたかな住宅環境を計画的に推進していく必要がある地区

イ 風致地区の周辺部で、風致地区を補完し一体となって緑化を推進する必要がある地区

（緑の保全又は緑化推進地区の指定標識の設置）

第10条 市長は、条例第33条第1項の規定により緑の保全又は緑化推進地区を指定したときは、その地区内で市民が見やすい場所に、指定年月日、指定番号、名称、所在地、緑化基準及び要旨を掲げた標識を設置するものとする。

(緑の保全又は緑化推進地区の指定の告示及び通知)

第11条 市長は、条例第33条第2項の規定により告示をする場合は、指定年月日、指定番号、名称、所在地、緑化基準及びその他必要な事項について行うものとする。

2 市長は、前項の規定により告示をしたときは、当該告示に係る緑の保全又は緑化推進地区の所有者等に対し、告示の日から14日以内に緑の保全又は緑化推進地区指定通知書(様式第6号)により通知しなければならない。ただし、緑化推進地区については、別の方法によることができる。

(緑化基準)

第12条 条例第33条第3項の規定による緑化基準は、次の各号に掲げる事項のうち必要なものについて定めるものとする。

- (1) 敷地に対する緑地の割合
- (2) 緑地に植栽する樹木の基準
- (3) 外壁の後退
- (4) 建築物の壁面、塀、柵又は擁壁の緑化内容
- (5) 道路に面する宅地内の花壇等の設置

(緑の保全又は緑化推進地区内行為の届出等)

第13条 条例第34条第1項に規定する届出を要する行為を行うとき、又は届け出た内容を変更しようとするときは、緑の保全又は緑化推進地区内行為(変更)届(様式第7号)を提出するものとする。

2 前項に規定する行為届には、図面その他市長が必要と認める図書を添付するものとする。

3 第1項に規定する届出行為が完了したときは、速やかに緑の保全又は緑化推進地区内行為完了届(様式第8号)を提出するものとする。

(緑の保全又は緑化推進地区内行為の適用除外)

第14条 条例第34条第1項ただし書の規定による市長への届出を要しない行為とは、次の各号に掲げる行為とする。

- (1) 間伐、枝打ち、整枝等木竹の保育のため通常行われる木竹の伐採
- (2) 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採
- (3) 木竹の伐採を伴わない建築物その他の工作物の新築、改築又は増築で、その部分に係る面積が10平方メートル以内の行為
- (4) 木竹の伐採を伴わない面積が10平方メートル以下の土地の形質の変更で、高さが1.5メートルを超えるのりを生じる切土又は盛土を伴わない行為
- (5) 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
- (6) 非常災害に伴う必要な応急措置のためにやむ得ず行う枝幹の切除
- (7) 前各号に掲げるもののほか、地区ごとに定める緑化基準に応じて、緑の保全又は緑化の推進に影響を及ぼすおそれがない行為

(保護樹等の所有者等の同意)

第15条 市長は、条例第35条第1項の規定により保護樹等を指定しようとするときは、あらかじめ保護樹等の所有者等の同意を得るよう努めるとともに、所有者等に保護樹等指定同意書（様式第9号）の提出を求めるものとする。

(保護樹等の指定標識の設置)

第16条 市長は、条例第35条第1項の規定により保護樹等を指定したときは、保護樹等の周辺で市民が見やすい場所に、指定年月日、指定番号、名称、所在地、樹名及び要旨を掲げた標識を設置するものとする。

(保護樹等の指定の告示及び通知)

第17条 市長は、条例第35条第2項の規定により告示をする場合は、指定年月日、指定番号、名称、所在地、樹名及びその他必要な事項について行うものとする。

2 市長は、前項の規定により告示をしたときは、当該告示に係る保護樹等の所有者等に対し、告示の日から14日以内に保護樹等指定通知書（様式第10号）により通知しなければならない。

(保護樹等の所有者等の変更届出)

第18条 保護樹等の所有者等に変更が生じた場合は、新たな所有者等は、保護樹等所有者等変更届（様式第11号）を提出するものとする。

(保護樹等の現状変更行為の届出等)

第19条 条例第37条第1項に規定する届出を要する行為を行うときは、保護樹等

現状変更行為届（様式第12号）を市長に提出するものとする。

2 前項に規定する届出行為が完了したときは、速やかに保護樹等現状変更行為完了届（様式第13号）を提出するものとする。

（保護樹等行為の適用除外）

第20条 条例第37条第1項ただし書の規定による市長への届出を要しない行為とは、次の各号に掲げる行為とする。

- (1) 間伐、枝打ち、整枝等木竹の保育のため通常行われる木竹の伐採
- (2) 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採
- (3) 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
- (4) 非常災害に伴う必要な応急措置のためにやむ得ず行う枝幹の切除
- (5) 前各号に掲げるもののほか、保護樹等の枯損に影響がない行為

（勧告又は命令）

第21条 条例第46条及び第51条の規定による市長の勧告又は命令は、次の各号のいずれかに該当するときに行うものとする。

- (1) 周囲の美観、清潔及び衛生を著しく害するおそれのあるとき。
- (2) 犯罪又は災害を誘発するおそれのあるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、人の健康で安全かつ快適な生活環境を著しく害し、又は害するおそれのあるとき。
- (4) 愛玩動物による人の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれのあるとき。

2 前項の勧告又は命令は、措置事項、措置期限、措置を講ずべき事由その他必要な事項を記載した書面によるものとする。

3 命令は、勧告した後でなければ行ってはならない。

附 則

この規則は、平成11年10月1日から施行する。

附 則（平成12年4月1日規則32号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成26年4月1日規則第12号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

様式（省略）